

奨学のための給付金制度に係るお知らせ

このお知らせは「奨学のための給付金制度」のお知らせです。
授業料に充当される「就学支援金」とは別の制度です。御注意ください。

奨学のための給付金制度の概要

- 授業料以外の教育費負担を軽くするために、要件を満たされる方に、山口県から給付金を支給する制度です。
- ※ 要件を満たしていても、手続きをしないと給付を受けることはできません。
- 返済は不要ですが、偽りの申請等により給付を受けた場合は、返還していただくこととなります。

別添リーフレット「奨学のための給付金」をご覧ください。

給付金を受けるための要件

令和8年7月1日現在で次の要件をすべて満たされる方が、申請を行うことで、「奨学のための給付金」を受けることができます。

- (ア) 高等学校等に在学する以下の国籍・在留資格等を有する生徒等の世帯
- ・日本国籍を有する者
 - ・特別永住者
 - ・永住者
 - ・日本人の配偶者等
 - ・永住者の配偶者等
 - ・定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
 - ・家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者
 - ・家族滞在のうち小学校、中学校及び高等学校を卒業した者であって、高等学校等専攻科の修了後、日本で就労して定着する意思があると認められた者（専攻科のみ）
- (イ) 生活保護受給世帯のうち生業扶助受給世帯であること。
- ・保護者（親権者）全員の「都道府県民税・市町村民税所得割額」が非課税であること。
 - ・保護者（親権者）全員の「都道府県民税・市町村民税所得割額」の合算額が以下のいずれかに該当する世帯であること。
- (全日制、通信制等の場合)
- ・所得割合算額が100円以上105,500円未満の世帯（年収270～380万円相当世帯）
 - ・所得割合算額が105,500円以上182,500円未満の世帯（年収380～490万円相当世帯）
- (専攻科の場合)
- ・所得割合算額が100円以上105,500円未満の世帯（年収270～380万円相当世帯）
 - ・所得割合算額が105,500円以上264,500円未満の多子世帯（年収380～600万円相当世帯）

(次のいずれかの方法で確認できます。)

- ①市町村の窓口で発行される「令和8年度所得課税証明書」
 - ②給与所得者で勤務先以外からの収入がない方は、勤務先から交付される、「令和8年度特別徴収税額の決定通知書」
 - ③自営業などをされている方は、「令和8年度市町村民税納税通知書」
 - ④生活保護（生業扶助）を受給されている世帯の方は、福祉事務所にて発行される「生活保護受給証明書」(日付が7月1日以降のもの)
- ※ ①～③は、都道府県民税・市町村民税所得割額の欄を確認
(均等割額が記載されている場合でも、所得割額のみを確認し判定します。)

(ウ) 保護者（親権者）が山口県内に在住されていること。

- ※ 保護者（親権者）が山口県外に在住されている場合は、保護者（親権者）の在住する都道府県で申請を行ってください。

(エ) 就学支援金の支給対象である学校に在籍している方であること。

(オ) 高校生等が児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。））の支弁対象ではないこと。

(※) (ア)に該当しない場合、給付対象となる世帯の範囲及び給付額が異なります。

※家計急変世帯への給付について

家計急変により、保護者の収入が激減し、「保護者等全員の都道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税である世帯等」に相当すると認められる世帯に対し、所得割額非課税世帯等と同様に給付を行います。

申請手続き等

- 給付を受けるための要件に該当される方は、申請書に必要事項を記載の上、令和8年9月末日までに、学校に提出してください。
- ※ 提出期限について学校で別に定めのある場合は、学校の指示に従ってください。

[提出書類等] ※受給申請書に記載の添付書類をあわせて提出してください

- 高校生等奨学給付金受給申請書
- 口座振替申出書（申請者名義の口座としてください）
- 保護者（親権者）全員の令和8年度所得課税証明書
 - ① 市町村の窓口が発行する「令和8年度課税証明書」
 - ② 勤務先から交付を受けた「令和8年度特別徴収税額決定通知書」
 - ③ 市町村から送付された「令和8年度市町村民税納税通知書」※ ①～③のいずれかを添付してください（コピーも可）。
 - ④ 生活保護（生業扶助）を受給されている世帯の方は、福祉事務所が7月1日以降に発行する「生活保護受給証明書」※ 福祉事務所に「奨学のための給付金」申請のために必要であることを申し出て、発行を受けてください。
- 高等学校等就学支援金等※の支給決定通知の写し
※高等学校等就学支援金等に含まれる事業
 - ①高等学校等就学支援金
 - ②高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）
 - ③高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）
 - ④高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への支援）
- 高校生等の国籍・在留資格・在留期間等が確認できる書類
※上記の支給決定通知（写し）を提出しない場合のみ提出
例：住民票の写し（市町村の発行したもの。原本。コピー不可。）
特別永住者証明書または在留カードの写し
- 小学校、中学校及び高校等の卒業証書の写し又は卒業証明書
※高校生等が外国籍であって在留資格が家族滞在かつ日本で就労する意思がある場合のみ提出
※高校等の卒業証書の写し又は卒業証明書は、専攻科生徒のみ提出
- 扶養誓約書
※親権者や未成年後見人等が存在しない場合等に主たる生計維持者1名分または高校生等本人の課税証明書を提出する場合のみ提出
[専攻科の生徒のうち下記世帯の生徒のみ上記書類とあわせて提出]
- 扶養親族申告書
※専攻科の生徒のうち、生計維持者全員の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が105,500円以上264,500円未満であって、扶養する子の数が3人以上である世帯のみ提出
※家計急変世帯の場合
別紙記載の家計急変の場合の提出書類を提出してください。

ご不明な点のお問い合わせ先

- 山口県総務部学事文書課私学振興班（083-933-2138）